

中部地方整備局管内における 「検証対象ダムの再評価」について 説明資料

平成23年8月26日
国土交通省中部地方整備局

中部地方整備局管内における「検証対象ダムの再評価」について

〈ダム検証の進め方〉

- ・今回、事業再評価を実施する新丸山ダム、設楽ダム及び木曾川水系連絡導水路については、「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業を選定する考え方について」（平成21年12月25日）に基づき、検証対象とされました。
- ・その後、平成22年9月28日付で、国土交通大臣から中部地方整備局長、及び独立行政法人水資源機構理事長（以下「整備局長等」という。）に対して、事業の再評価の枠組みを活用し、検討主体として検証に係る検討を進めるよう指示がありました。
- ・また、同日付で、河川局長から整備局長等あてに、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「実施要領細目」という。）に基づき、ダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。
- ・実施要領細目には、検証に係る検討にあたっては、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を講じるため、下記の①②を行った上で、河川法第16条の2（河川整備計画）等に準じて③を行う進め方で検討を行うとしています。
 - ①「関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。
 - ②検討過程においては、検討の場を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集する。
 - ③学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。
- ・なお、今後、実施要領細目に基づき、同細目第4の検討を行った後、検証対象ダムの対応方針の原案を作成し、事業評価監視委員会の意見をお聴きしたうえで、検討主体として対応方針(案)を決定し、国土交通大臣に報告する予定です。
- ・一方、今般は前回の再評価から3年が経過したことから、従前の手法に基づき、検証が終了するまでの間の事業の対応方針の原案についてご意見をお聴きするものです。

〈再評価の実施に際し、適用する実施要領細目〉

- ・実施要領細目第5 その他 1により、実施要領細目に基づく検証が終了するまでは、従前の「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」に基づき、再評価を行うものとされています。

第3 再評価の実施

1 再評価の実施手続

(2) 情報公開、意見聴取等の進め方

検証に係る検討に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を講じるため、検討主体は、下記の①②を行った上で、河川法第16条の2(河川整備計画)等に準じて③を行う進め方で検討を行う。

- ①「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。関係地方公共団体の数が多い場合等においては、必要に応じ代表者を選定するなどの工夫をする。
- ②検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集する。
- ③学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。直轄ダム及び水機構ダムにおいて関係地方公共団体の長の意見を聴く場合は、河川法(昭和39年法律第167号)第60条第1項及び第63条第1項の規定により費用を負担することとなる都道府県を含めて意見を聴くものとする。意見の聴取の実施時期は事業評価監視委員会への意見聴取を行う前までに行うものとする。

(3) 対応方針(案)等の決定

本細則第4に定める検討を行った後、検討主体は、検証の対象となるダム事業の対応方針(事業の継続の方針(必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。))又は中止の方針(中止に伴う事後措置を含む。))をいう。以下同じ。)の原案を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針(案)(補助ダムにおいては「対応方針」)を決定する。

(4) 資料の提出先

(3)に定める対応方針(案)(補助ダムにおいては「対応方針」)を決定した後、検討主体は、国土交通大臣に速やかに検討結果を報告する。ここで、報告とは、直轄ダム事業については地方整備局等が、水機構ダムについては水機構及び地方整備局が、対応方針(案)とその決定理由等を本省河川局河川計画課(以下「河川計画課」という。)に提出する(水機構ダムについては、水機構及び関係地方整備局の連名で河川計画課に提出する)ことであり、補助ダムについては、都道府県が、対応方針とその決定理由等を、当該事業を所管する地方整備局等を経由して、河川計画課に送付することである。

第5 その他

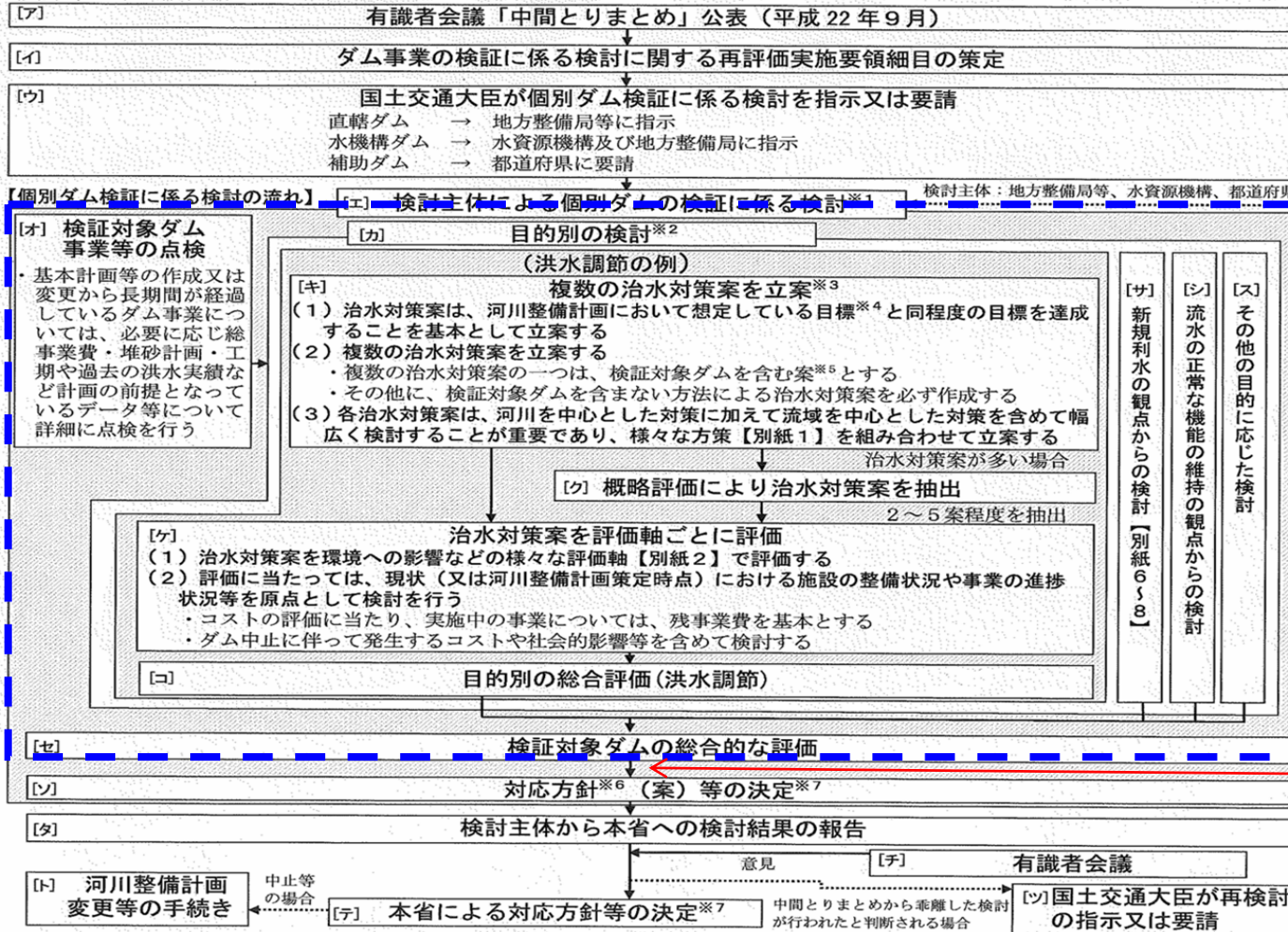
- 1 本細則に基づく検証を行う際には、河川及びダム事業の再評価実施要領細目(平成22年4月1日国河計142号)(以下「従前の細目」という。)は適用しない。なお、平成22年9月28日の国土交通大臣からの指示又は要請以降本細則に基づく検証が終了するまで、検討主体は、検証対象ダム事業が実施要領第3の1(1)~(4)に規定する事業に該当する場合に、実施要領及び従前の細目に基づき当該事業の再評価を行うものとする。

検証に係る検討の進め方について

個別ダム検証の進め方等

第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議「参考資料4」の抜粋

- 個別ダムの検証は、下図のような流れで行うこととしてはどうか
- ※なお、今後の治水理念の構築については、別途検討する



検討の場で検討主体が構成員にご説明し見解を頂く内容

- [ナ] 【検証の進め方のポイント】
- 検証に係る検討に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図ることが重要であり、検討主体は、下記の①②を行った上で、河川法第16条の2（河川整備計画）等に準じて③を行う進め方で検討を行う。
- ① 「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める※8
 - ② 検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う
 - ③ 学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く

検討主体は、検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針（案）を決定する※9。

※1 検討に当たっては、流域及び河川の概要（流域の地形・地質・土地利用等の状況、特徴的な治水の歴史、河川の現状と課題、現行の治水計画、利水計画）、検証対象ダム事業の概要（目的、経緯、進捗状況等）について整理しておくことが重要である。

※2 目的別の検討に当たっては、必要に応じ、相互に情報の共有を図りつつ検討することが重要である。

※3 河川整備計画は当該検証対象ダムを含めて様々な方策の組合せで構成されるものであり、検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を立案する場合は、河川整備計画において想定している目標と同程度の安全度を達成するために、当該ダムに代替する効果を有する方策の組み合わせの案を検討することを基本とする。

※4 一級河川のうち国土交通大臣が管理する区間においては、戦後最大洪水又は超過確率年が「数十年」程度の洪水としている場合が多い。

※5 河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。

※6 事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）をいう。

※7 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針（案）の決定」、補助ダムの場合は「対応方針の決定」。

※8 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針の決定」、補助ダムの場合は「補助金交付等に係る対応方針の決定」。

※9 関係地方公共団体の数が多い場合等においては、必要に応じ代表者を選定するなどの工夫をする。

中部地方整備局管内における「ダム事業の検証に係る検討」の状況について

■検討の場の開催状況等

○新丸山ダム(中部地整:生活再建工事):今回再評価の対象

- ・平成22年12月22日:第1回検討の場(幹事会)
検証に係る検討の進め方、利水参画継続の意思の確認
- ・平成23年 4月27日:第2回検討の場(幹事会)
事業等の点検
- ・平成23年 6月15日:第3回検討の場(幹事会)
複数の対策案の立案
- ・平成23年 8月 3日:第1回検討の場
検証に係る検討の進め方、複数の対策案の立案等
- ・平成23年 8月 5日～平成23年 9月 4日:意見募集(実施中)

○設楽ダム(中部地整:生活再建工事):今回再評価の対象

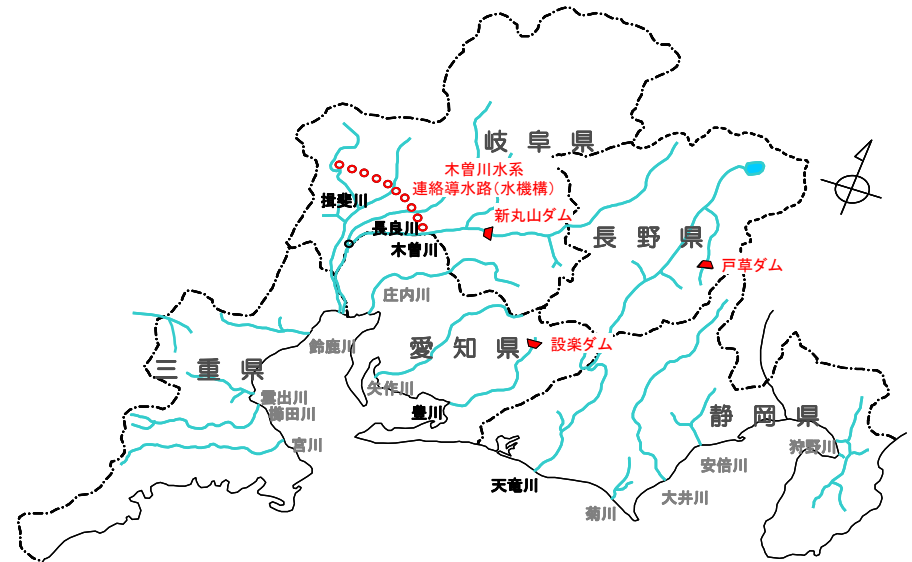
- ・平成22年11月26日:第1回検討の場
検証に係る検討の進め方、利水参画継続の意思の確認
- ・平成23年 2月15日:第2回検討の場
事業等の点検、複数の対策案の立案
- ・平成23年 2月17日～平成23年 3月18日:意見募集(実施済)
- ・平成23年 5月12日:第3回検討の場
頂いたご意見の紹介、概略評価による対策案の抽出

○木曾川水系連絡導水路(水資源機構:調査中):今回再評価の対象

- ・平成22年12月22日:第1回検討の場(幹事会)
検証に係る検討の進め方、利水参画継続の意思の確認
- ・平成23年 4月27日:第2回検討の場(幹事会)
事業等の点検、複数の対策案の立案
- ・平成23年 6月 1日:第1回検討の場
検証に係る検討の進め方、複数の対策案の立案等
- ・平成23年 6月 3日～平成23年 7月 2日:意見募集(実施済)

○三峰川総合開発(戸草ダム)(中部地整:調査・地元説明)

- ・利水参画継続の意思の確認等(実施済)
- ・検証に係る検証の進め方等について関係機関と調整中



平成23年5月12日 第3回 設楽ダム建設事業の
関係地方公共団体からなる検討の場

関係地方公共団体からなる検討の場の構成員

新丸山ダム

■検討の場

愛知県副知事
岐阜県副知事
三重県副知事

恵那市長
八百津町長
美濃加茂市長
一宮市長
桑名市長

■幹事会

愛知県 建設部長
岐阜県 県土整備部長
三重県 県土整備部長

恵那市 副市長
八百津町 参事
美濃加茂市 副市長
一宮市 副市長
桑名市 副市長

設楽ダム

■検討の場

愛知県副知事

豊橋市長
豊川市長
蒲郡市長
新城市長
田原市長
設楽町長

木曾川水系連絡導水路

■検討の場

岐阜県副知事
愛知県副知事
三重県副知事
名古屋市副市長

岐阜市副市長
瑞浪市長
各務原市長
揖斐川町長
瀬戸市長
津島市長
犬山市長
稲沢市長
桑名市長

■幹事会

岐阜県 県土整備部長
岐阜県 都市建築部長
愛知県 地域振興部長
愛知県 建設部長
愛知県 企業庁水道部長
三重県 政策部長
三重県 県土整備部長
名古屋市 上下水道局技術本部長

岐阜市 副市長
瑞浪市 副市長
各務原市 副市長
揖斐川町 副町長
瀬戸市 副市長
津島市 副市長
犬山市 副市長
稲沢市 副市長
桑名市 副市長

「検証対象ダム事業の再評価」の対応方針(原案)の基本的な考え方

■評価の視点

1)事業の必要性等に関する視点

(1)事業の必要性等に関する視点

- ・前回再評価を実施して以降、平成22年における事業を巡る社会情勢の変化を確認する

(2)事業の投資効果

- ・前回の再評価の内容を基本とした概略評価(平成23年度時点として評価)を実施する

(3)事業の進捗状況

- ・現在「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下「実施要領細目」という。)に基づく検討を行っているところでありますが、検証が終了するまでの間は新たな段階に入らず、現在の段階を継続する必要最小限の事業を実施している

2)事業の進捗の見込みの視点

- ・現在、各事業において検討の場を設置し、事業等の点検、複数の対策案の立案等を行っている
- ・実施要領細目に基づき、できるだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えている

3)コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

- ・各事業においては、学識経験者等の委員で構成する、「ダム事業費等監理委員会」を設置し、各年度の予算と事業内容、コスト縮減策等について意見を頂いている
- ・従前の考え方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、現事業が最適となっている

ダム事業の検証における検証対象ダムについては、現在実施要領細目に基づく検証に係る検討を行っているところですが、各事業において検証が終了するまで、従前の「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」に基づき、再評価を行うものとされています。

今回の事業再評価の結果、「現段階を継続することが妥当」との判断を行った場合には、今後、中部地方整備局において、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、対応方針(原案)を作成し、改めて本事業評価監視委員会にご意見をお聴きした上で、検証対象ダム事業の対応方針(案)を決定し、国土交通大臣に報告することとしている。